

小郡市公園LED照明灯リース事業に係る質問及び回答

NO	質 問	回 答
1	小郡市公園LED照明設備リース事業に係る仕様書のP4 (2) 公園灯の仕様について (エ)に「記載の防塵防水仕様は、IP44を満たしていること」との記載があります。 これについては「灯具本体がIP23、LEDユニット収納部はIP44」となる灯具の場合でも可として頂きたいのですが宜しいでしょうか。 電気的な核となるLEDユニット収納部はIP44を確保しているため、IP44を要する環境でも対応できる構造です。 なお、IP23でも、「人体及び固形物に対する保護等級」において2等級、つまり、「手の指などが危険な部分へ接近しないよう保護されている」レベルであり、また、「水の侵入に対する保護等級」において3等級、つまり「降雨に対する保護」レベルとなるため、公園灯として設置される環境であればIP23でも支障はないと考えます。 ご参考に、屋外照明の「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（建設電気技術協会）」においてもIP23以上（LEDモジュール収容箇所はIP44以上）と記載されています。	(エ)につきまして、塵埃、固形物及び水気の侵入に対する保護 JIS C 8105-1「照明器具-第1部：安全性要求事項通則」に規定する IP23（従来の防雨形に相当する）以上とし、固形物及び水気の侵入により有害な影響を及ぼしてはならない。なお、LEDモジュール及び反射板、レンズなどが収容される箇所はIP44以上の保護等級とし、塵埃などの侵入により器具の光束維持率の低下を極力小さくする構造とすること。またLEDモジュール制御装置を器具内に内蔵する場合も IP44以上の保護等級とすること。とさせていただきます。
2	小郡市公園LED照明設備リース事業に係る仕様書のP4 (2) 公園灯の仕様について (ケ)に「平均演色評価数(Ra)：75以上」との記載があります。 これについて、こちらでお調べした限り特定メーカーの数値が記載されているようですので、これについては参考値と考えてよろしいでしょうか。 70～75程度を許容としていただければ、メーカー選定の幅を持たせられると考えます。(多くのメーカーが平均演色評価数：70です。) 70と75の平均演色評価数の差は、現地に大きな差はないと考えます。 JIL5004:2024（日本照明工業会）の規格においてもLED街路灯の公共型式LST1-60はRa:65以上であり、LST2-60はRa:70以上 と記載されています。	(ケ)につきまして、平均演色評価数(Ra)：70以上とさせていただきます。
3	小郡市公園LED照明設備リース事業に係る仕様書のP4 (2) 公園灯の仕様について (ウ)に「既存照明の照度と同等とすること」との記載がありますが、既存照明の照度と同等であるかの確認方法についてご指定があるでしょうか。 例えば、水銀200Wがついている箇所は、メーカーカタログ上で水銀200W相当と表記している灯具での選定をもって同等であるという考えで宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
4	小郡市公園LED照明設備リース事業に係る仕様書のP4 5：その他 について 「本設備の設置工事。照明灯設備の移設、交換工事、その他維持管理作業において、市内受注者を優先して活用すること」記載があります。 市内の業者を活用するように努めますが、やむを得ず市外の業者に作業を依頼せざるを得ない場合についてはご了承頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	仕様書に記載のとおりで、やむを得ない理由がある場合は承認をするものとしております。 ただし、市外の業者を活用する場合は理由書の提出を求めます。
5	小郡市公園LED照明設備リース事業に係る仕様書のP2 (6) 対象施設の表において 300VA、400VA600VA という記載があります。 LED器具にしてはVAが大きいの、既設の水銀灯の消費電力(VA)という解釈で宜しいでしょうか。 またその場合、400VAまでは水銀400W相当の照明であると想定しますが、600VAの器具については公園灯にしては大きい消費電力ですので、どの公園のどこを照らしている照明器具なのか教えて頂きたいです。	既設の水銀灯の消費電力(VA)を示しております。600VAにつきましてはご指摘のとおり、公園灯にしては大きい消費電力のものであると認識しております。該当の公園につきましては、干潟工業団地公園を想定していますが、現地で確認すると違う可能性があります。3業務内容(1)既設公園灯の現地調査等において調査をしたうえで、数量の変更がある場合は、協議のうえ変更対応をさせていただきます。
6	小郡市公園LED照明設備リース事業に係る仕様書のP1 2 事業概要 (5) 賃貸借物件の支払い方法について 本件でいいますと、令和8年4月～9月分の賃貸借料は、令和8年9月末日に支払いいただき、その後半期毎末日（毎年9月末日・3月末日）に支払いいただけるという認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりですが、半期末日以降にご請求頂き、ご請求から30日以内の支払いをすることとしております。
7	小郡市公園LED照明設備リース事業に係る仕様書のP3 (4) 既設公園等の撤去・リサイクル・廃棄処分について マニフェストの提出が必要でしょうか。	マニフェストの提出は必要です。
8	本件は公募型プロポーザル方式によるリース事業のため、入札保証金は必要ないという認識で宜しいでしょうか。 また、契約保証金についての明記がありませんでしたが、同様に免除で宜しいででしょうか。	入札保証金については不要ですが、契約保証金につきましては、小郡市契約規則に基づき、契約保証金を求めます。 ただし、以下の場合においては契約保証金の全部又は一部を免除することができます。 (1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 契約者から委託を受けた保険会社が本市と工事履行保証契約を締結したとき (3) 本プロポーザルの参加資格の要件を満たし、過去2年間に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公社、公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約不履行となるおそれがないと認められるものであるとき。 ※(3)「その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行」の契約履行については改修工事完了済のものを考えております。
9	仕様書2事業概要(6) 対象施設の表に記載されている対象の20VA（交換対象）等は既設灯具の電気料金区分を意味しているのでしょうか。	お考えのとおりです。
10	新設ポールの高さは地上高4.0mの認識でよろしいでしょうか。 また、見積条件を合わせる為に提案時は全て埋込式の見積で宜しいでしょうか	新設ポールの高さは地上高からの高さが4.0mで問題ありません。 通常、対応可能な製品を選定していただければ問題ありません。
11	仕様書3業務内容(5) 公園灯管理プレートの設置①の「設置年月日」は、「設置年月」まででよろしいでしょうか。	「設置年月」で可能です。
12	仕様書4灯具仕様書(2) 公園灯の仕様について(ウ)を満たせば、(エ、キ、ク、ケ)の項目については参考値として製品を提案してよろしいでしょうか。	(エ)につきましては塵埃、固形物及び水気の侵入に対する保護 JIS C 8105-1「照明器具-第1部：安全性要求事項通則」に規定する IP23（従来の防雨形に相当する）以上とし、固形物及び水気の侵入により有害な影響を及ぼしてはならない。 なお、LEDモジュール及び反射板、レンズなどが収容される箇所は IP44以上の保護等級とし、塵埃などの侵入により器具の光束維持率の低下を極力小さくする構造とすること。またLEDモジュール制御装置を器具内に内蔵する場合も IP44以上の保護等級とすることとします。 (キ)につきましては、原則として仕様書に記載の入力電圧に適合するものとし、現地に適合しないものがある場合は協議のうえ参考値とすることとします。 (ク)につきましては、参考値といたしますが、材料承認において色温度について確認・協議のうえ承認事項とさせていただきます。 (ケ)につきましては、平均演色評価数(Ra)：70以上とさせていただきます。
13	仕様書4灯具仕様書(2) 公園灯の仕様について(コ)は、設置後遮光板対応の製品は提案不可の認識でしょうか。	設置後遮光板対応の製品も可能ですが、各公園における現場の状況に応じて対応できるものを使用するようにしてください。
14	実施要項8企画提案書の提出(2) 提案書における提示条件③の条件を合わせる為に年間点灯時間、CO2排出係数、電気料金区分（従量制B、公衆街路灯A等どれを基に試算）	年間点灯時間、CO2排出係数、電気量金区分につきましては、提案者において想定の上え資料の作成をお願いします。また、想定値を載せる場合につきましては、根拠資料等を記載いただきますようお願いいたします。想定削減量等が実際の削減量と一致しなくても問題ありません。
15	リース会社による入札参加を検討しております。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を【貴市】から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
16	前の質問(No.【15】)のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が【貴市】より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を【貴市】から受託するのではなく、【貴市】の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりませんが、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。）	差し支えありません。

17	万一の想定となりますが、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、【貴市】にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか？	予算の確保に努めていきますが、想定状況になった場合は協議のうえ決定をします。
18	予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか？	確認ができる直近5年において、解約又は変更等を実施したことはありません。 また、長期継続契約においては予算の確保に努めていきます。
19	受注者の帰責によらない任意解約規定があると想定しまして、上記の任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料のご負担につきまして別途協議をいただけますでしょうか？	協議のうえ、対応を決定いたします。
20	本件、対象物件に動産総合保険を付保しております。 同保険は地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等による物件滅失又は毀損等について、保険適用の対象外となっております。 万一、動産総合保険の対象外となります地震・天災等を理由として、物件の滅失・破損等が発生し、【貴市】負担にて物件の復旧又は、契約が継続できない場合、【貴市】にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか？	協議のうえ、対応を決定いたします。
21	物件に付保致します保険は、一般的な動産総合保険（時価ベース）への加入でよろしいでしょうか？	動産総合保険（時価ベース）につきまして、市が差額の負担をすることは想定おりませんので、物件に付保する保険は動産総合（新価特約付き）への加入をお願いいたします。
22	動産総合保険の付保期間につきまして、付保期間は、「賃貸借期間」との対応でよろしいでしょうか？	「賃貸借期間」の対応で大丈夫です。
23	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間に変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議とさせていただきますでしょうか？（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）	協議のうえ対応をいたしますが、記載をされている受注者の責によらない内容の場合、原則として、遅延損害金や指名停止等のペナルティは発生しません。日数の変更につきましては、協議のうえ変更内容を決定します。
24	賃貸借契約書の書式は、受注者所定のリース契約書式にてご契約を締結していただけますでしょうか？	協議のうえ決定します。
25	本件にて利用予定の賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前にいただけますでしょうか？	契約書の内容については協議のうえ決定します。
26	落札後、【貴市】所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただくことは可能でしょうか？	協議の対応をします。
27	既設のポール、公園灯は撤去することとありますが、こちらは第三者の所有物件ではなく貴市所有の設備との認識で宜しいでしょうか？又、既設のポール、公園灯の撤去は、有資格者による第三者履行で対応させて頂いても宜しいでしょうか？	市所有です。 対応可能です。
28	本件、賃貸借期間満了後、物件について無償譲渡条件とのご指定が御座いますので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
29	地元業者様の活用に関する記載が御座いますが、活用出来ない場合も入札条件違反には該当しないとの認識で宜しいでしょうか？又、やむを得ず市外の業者を活用する場合の申請や報告等の仕方についてご指示いただけますでしょうか？	仕様書に記載のとおりで、やむを得ない理由がある場合は承認をします。 市外の業者を活用する場合は理由書の提出を求めます。
30	仕様書5(2)に個々の機器の設置が完了した時点から使用を開始することと記載がありますが、この期間に、【貴市】の責めによるもの又は地震・天災等を理由として、物件の滅失・破損等が発生してしまった場合、修理費用については、【貴市】にてご負担をいただけますでしょうか？	本市の責めによるものであれば、市の負担にて対応することとします。地震・天災等については協議のうえ決定をします。
31	本件調達には、ポール（不動産）は含まれるとの認識です。 契約期間中のポール部分の所有者責任は【貴市】にご負担をお願い出来ますでしょうか？（契約期間中、ポールを同土地にて無償にて、設置・継続させていただくこと等） 尚、ポールは動産ではない為、動産総合保険や保守・保証の適用対象外となりますこと、ご理解をお願い出来ますでしょうか？	所有者は市となりますが、設置において瑕疵がある場合は設置者による対応を想定しています。
32	最優秀提案者となれました後、協議事項について合意に至らず交渉を断念する場合、ペナルティは発生しないでしょうか？	原則としてペナルティは発生しません。
33	提案書の副本につきましてご確認をお願いいたします。 ①提案者の名前は特定できない様に、マスキング又はブランク等とする対応が必要でしょうか？ ②協力頂く工事会社・保守会社等も明示しないほうがよろしいでしょうか？ ③メーカー名はオープンとさせていただいてもよろしいでしょうか？	会社名等は伏せて頂きますようお願いいたします。 メーカー名につきましても、伏せていただくようお願いいたします。
34	企画提案書につきまして、以下、ご確認をお願いいたします。 ①ご提案資料には枚数制限はないとの認識でよろしいでしょうか？ ②ご提案資料には頁番号を記載させて頂いてもよろしいでしょうか？ ③カラー印刷でもよろしいでしょうか？ ④片面印刷、両面印刷のご指定はございますか？ ⑤紙の出力サイズや、出力方法の「縦方向」「横方向」のご指定や、閉じ方のご指定等もなしとの認識でよろしいでしょうか？ ⑥フォントサイズのご指定等もないとの認識でよろしいでしょうか？	①ありません。 ②大丈夫です。 ③大丈夫です。 ④ありません。 ⑤ありません。 ⑥ありませんが、通常、見えるフォントサイズでお願いいたします。
35	3 業務内容（2）について 電力契約のおよびLED化に伴う手続きの実施に際し、本事業にて交換対象となる照明の管理台帳を開示いただくことは可能でしょうか。	市の所有する資料を提供します。
36	3 業務内容（3）⑤について プロット図面の作成に際し、各公園の図面についてはご提供いただけるという認識でよろしいでしょうか。	図面を提供します。
37	3 業務内容（4）について 既設照明および既設ポールの廃棄につきまして、回収までの期間、一時的に保管ができる置き場等を設けていただくことは可能でしょうか。	公園において、公園利用に支障のない範囲での資材の仮置き等は地元との協議のうえ可能ですが、公園以外での資材置き場等につきましては、提案者にて確保をお願いします。
38	3 業務内容（6）について 不具合対応については、土日祝を除く3営業日内で対応するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
39	2 事業概要（6）について 本事業でのLED化に伴う器具の交換方式については、ランプ交換ではなく、器具交換という認識でお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。
40	4 灯具仕様書（2）（ケ）について 環境要因等で製品スペック（明るさ）の向上が必須となった場合、演色性については70以上でお認めいただけますでしょうか。	（ケ）につきましては、「平均演色評価数（Ra）：70以上とさせていただきます。
41	（ケ）平均演色評価数（Ra）：75以上 ・上記（ケ）に対し質問いたします。 平均演色評価数（Ra）75以上に該当するメーカーでは選択肢が1社に限定されております。 メーカーが限定される形になってしまうのは、公平性や競争性の観点からも望ましくないと考えます。 公平性競争性のみならず市民や利用者の有益性・維持管理の観点からRa70のLED照明器具として宜しいですか。	（ケ）につきましては、「平均演色評価数（Ra）：70以上とさせていただきます。